COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款【現改比較表】 2026年11月1日現在

～2026年11月30日	2026年12月1日～

目次（略）

第１条～第3条（略）

（用語の定義）

第４条　約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　　語　　の　　意　　味
１～8　（略）	（略）
9　ID等	Webカスタマーコントロールにログインするために必要となるID（本サービス契約者を識別するための符号であって、本約款に基づいて当社が本サービス契約者に割り当てる契約者識別符号をいいます。）及びパスワード
10～12　（略）	（略）
13　料金月	（略）
14　消費税相当額	（略）

第5条～第7条（略）

目次（略）

第１条～第3条（略）

（用語の定義）

第４条　約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　　語　　の　　意　　味
１～8　（略）	（略）
9　ID等	Webカスタマーコントロールにログインするために必要となるID（本サービス契約者を識別するための符号であって、本約款に基づいて当社が本サービス契約者に割り当てる契約者識別符号をいいます。）、パスワード及び多要素認証に用いる認証情報等
10～12　（略）	（略）
13　多要素認証	ID等の契約者のみが知る情報、契約者が保有する認証コード、認証アプリ、証明書、端末その他の所持情報又は契約者の生体情報のうち、異なる種類の認証要素を複数組み合わせて認証を行うもの
14　料金月	（略）
15　消費税相当額	（略）

第5条～第7条（略）

（本契約申込の承諾） 第8条　　当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2　　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります (1)～(5)（略） (6) 申込書に虚偽の記載がなされたとき (7) 本サービスの申込者が、当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき (8) 捜査機関から特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。）等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請（捜査機関から契約事業者を経由した措置要請を含みます。以下同じとします。）を受けたとき (9) 本サービスの申込みをした者が、第37条（利用に係る契約者の義務）第１項に定める書面等を当社に対して提示しないとき。 (10) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき (略)	（本契約申込の承諾） 第8条　　当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2　　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります (1)～(5)（略） (6) 申込書に虚偽の記載もしくは申込時に虚偽の申告がなされたとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき (7) 本サービスの申込者が、当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき (8) 捜査機関から特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。）等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請（捜査機関から契約事業者を経由した措置要請を含みます。以下同じとします。）を受けたとき (9) 本サービスの申込みをした者が、第37条（利用に係る契約者の義務）第１項に定める書面等を当社に対して提示しないとき。 (10) 本サービスの申込者が、本サービスもしくは当社の提供するサービスにおいて契約に違反する行為を行った、または行う恐れがあると当社が判断したとき (11) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき （略）
第9条～第12条（略）	第9条～第12条（略）

（当社が行う本契約の解除） 第 13 条 当社は、第 16 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しない場合は、本契約を解除することがあります。 2　当社は、契約者が第 16 条第 1 項各号又は第 2 項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の本サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。 3　当社は、前 2 項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。 4　前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解除することがあります。 (1) 緊急又はやむを得ない場合	（当社が行う本契約の解除） 第 13 条 当社は、第 16 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しない場合は、本契約を解除することがあります。 2　当社は、契約者が第 16 条第 1 項各号又は第 2 項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の本サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。 3　当社は、契約者が連続する 12 の料金月の各料金月のいずれにおいても、料金表第 1 表（料金）に規定する支払を要する料金が発生していないとき又は発信若しくは着信の呼がないときは、その本契約を解除することがあります。 4　本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したときは、本契約を解除することがあります。 5　契約者が、本サービスもしくは当社の提供するサービスにおいて契約に違反する行為を行った、または行う恐れがあると当社が判断したときは、本契約を解除することがあります。 6　当社は、前 5 項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。 7　前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解除することがあります。 (1) 緊急又はやむを得ない場合

(2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始、会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき。 (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。 (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。 (5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。	(2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始、会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき。 (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。 (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。 (5) 詐欺や業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為、その恐れのある行為をしたとき。 (6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
第14条～第36条（略）	第14条～第36条（略）

（利用に係る契約者の義務） 第37条　当社は、契約者に次のことを守っていただきます。 (1)～(18)（略） (19) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと 2　当社は、契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の電気通信設備等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を契約者に負担していただきます。 3　当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。 4　契約者は、本サービスに係るID等を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。	（利用に係る契約者の義務） 第37条　当社は、契約者に次のことを守っていただきます。 (1)～(18)（略） (19) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと 2　当社は、契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の電気通信設備等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を契約者に負担していただきます。 3　当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。 4　契約者は、本サービスに係るID等を契約者の責任において適切に管理し、みだりに第三者に開示等してはならないものとします。 5　契約者は、ID等の漏えい、盗用、不正使用その他第三者による不正利用を認識した場合（そのおそれを含みます）、直ちに当社所定の方法により当該ID等の変更、利用停止、再設定その他必要な措置を講じるものとします。 6　当社が、本サービスの利用時に入力又は送信されたID等と、当社に登録済みのID等との一致その他当社所定の方法により認証を完了した場合、多要素認証の有無及びID等を契約者自身が使用したか否かを問わず、契約者による利用とみなします。 7　ID等の漏えい、盗用、第三者による不正使用その他の事故があっても、当社は当該利用を有効に取り扱い、これにより生じた損害については、当社の責に帰すべき事由による場合

	を除き、当社は責任を負いません。
5　契約者が前項の規定に反し、本サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断をした場合、当社はID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。	8　契約者が第4項から第7項までの規定に反し、本サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断をした場合、当社はID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
6　当社は、当社が犯収法に基づいて行う取引時確認の措置又は当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置に係る求めを契約者に対して行った場合に、契約者がこれに応じず、又は契約者において当該取引時確認に係る事項を偽る行為があったと当社が判断したときは、第1項12号及び17号に定める禁止行為があったものとして取り扱うことがあります。	9　当社は、当社が犯収法に基づいて行う取引時確認の措置又は当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置に係る求めを契約者に対して行った場合に、契約者がこれに応じず、又は契約者において当該取引時確認に係る事項を偽る行為があったと当社が判断したときは、第1項12号及び17号に定める禁止行為があったものとして取り扱うことがあります。
7　当社は、第5項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでありません。	10　当社は、第8項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでありません。

	（契約者の協力義務） 第37条の２　当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。 (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合 (2) 故障予防または回復のため必要な場合 (3) 技術上必要な場合 (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合 2　契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。
第38条～第46条（略）	第38条～第46条（略）
別記～料金表（略）	別記～料金表（略）
	附　則（令和８年10月28日　ＣＡＳ１サ000400012993-01号） この改正規定は、令和８年 12 月１日から実施します。